

地域で決める学校予算事業推進懇話会開催要項

地域で決める学校予算事業評価会議設置要項（平成 22 年 6 月 3 日）を全部改正する。

（開催趣旨）

第 1 条 この要項は、地域で決める学校予算事業（以下「事業」という。）の実施に当たり必要な意見、助言を行うため、地域で決める学校予算事業推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第 2 条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、意見又は助言を行う。

- (1) 事業の方針に関すること。
- (2) 事業の内容に関すること。
- (3) 事業の結果に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（参加者）

第 3 条 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) その他教育長が必要と認める者

2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

（運営）

第 4 条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（分科会）

第 5 条 教育長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 教育長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

（情報公開）

第 6 条 懇話会は奈良市情報公開条例（平成 19 年奈良市条例第 45 号）に基づき、原則公開する。その手続きについては、奈良市審議会等の会議の公開に関する指針に準じて行う。

（庶務）

第 7 条 懇話会の庶務は、地域教育課において処理する。

（雑則）

第 8 条 この要項に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。